

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA所在のB会社に自動車運転手として雇用され、就労していたが、同年〇月〇日午後11時40分頃、会社C代表取締役Dの送迎業務中、同人から暴行を受け（以下「本件災害」という。）負傷した。

請求人は、平成〇年〇月〇日にE病院に受診して「後頭部打撲傷、外傷性頭頸部症候群」と診断され、F病院、G病院での受診を経て、同年〇月〇日にH病院に受診し「外傷性頸部症候群」（以下「旧傷病」という。）と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後もH病院で治療を継続し、同病院医師作成の平成〇年〇月〇日付け障害補償給付支給請求書裏面の診断書における「軽度外傷性脳損傷」（以下「現傷病」という。）が平成〇年〇月〇日に治ゆしたとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人に発症した現傷病は本件災害によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

なお、請求人はこれまでに、旧傷病に関して「治ゆ認定」、「障害等級」、「通

院費」の各処分について、当審査会に対して再審査請求をしているが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付け、平成〇年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け、同年〇月〇日付けをもって、いずれの再審査請求も棄却している。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した現傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、請求人に存在する四肢麻痺が、本件災害に起因する現傷病によるものであると主張するので、以下に検討する。

現傷病に関して、調査結果復命書に添付されたE病院の診療録及び平成〇年〇月〇日付け同病院I医師作成の診断書によると、請求人は平成〇年〇月〇日、〇日、〇日と仕事をして、同月〇日に同病院を受診し、「後頭部打撲、外傷性頭頸部症候群」との診断を受けたことが認められる。

平成〇年〇月〇日付けJ医師作成の意見書をみると、同医師は、K医師の「重篤な四肢麻痺が外傷後しだいに進んでいた臨床経過より『軽度外傷性脳損傷』しか診断としてあり得ない。」との意見に対して、「本件は客観的な所見が確認されておらず、臨床経過のみ。」として、診断に否定的であり、請求人の症状については「難病による筋萎縮性側索硬化症を主原因と考えるのが妥当。」である旨の意見を述べている。

また、L医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「参考資料を検討すると、平成〇年〇月〇日E病院の診断書の記録に歩行障害、悪心の録があり、この時点で筋萎縮性側索硬化症の初期症状が発症していた可能性がある。」、「平

成〇年〇月〇日の暴行による、外傷性頸部症候群が軽度外傷性脳損傷の誘因とは考え難い。むしろ、平成〇年〇月〇日付けでYより難病の指定を受けている、筋萎縮性側索硬化症が主たる疾病と考えるのが妥当である。」と述べている。

当審査会において、請求人の本件災害における受傷状況、医証等の資料を詳細に検討したところ、現傷病は客観的な所見ではなく臨床経過のみで診断され、確定診断に至っているとは認められない点、さらに請求人の診療及び症状の経過からしても、旧傷病が現傷病の誘因ではないとした、J、L医師の意見を妥当と判断する。

- 3 以上のとおりであるから、現傷病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。